

令和7年度予算に係る概算要求（経常予算）の実施概要

1 令和7年度予算編成の基本的な進め方

（1）背景

令和7年度予算は、令和4年度から令和8年度を計画期間とする「まちづくり構想 福知山」の4年目の予算となり、まちづくり構想実現に向けた具体的な取組の仕上がりに向けて取り組んでいく段階となります。

加えて、令和6年6月の市長選挙後の初めての当初予算であり、市長公約に掲げられた「みらいをつくる7つのまちづくり」と「43の取組」も着実に進めていくものです。

また、「福知山市行政改革大綱 2022-2026」及び「福知山市持続可能な財政運営の基本方針」に定めた取組項目を進めつつ、財政指標の目標値に関しては、策定時には見込まれなかった要素を考慮しつつも、その達成を見据えて予算を編成します。

一方で、今後も人事院勧告などによる人件費の増嵩が継続していくことも想定され、さらに市の基金残高の総額も減少しつつあることから、財源確保の取組も不可欠です。新たな取組を開始する際のスクラップ&ビルドを前提とした上で、令和8年度以降の予算も見据えて、これまで以上に徹底した事業の見直しにあわせて事業の選択と集中を進めるとともに、事業実施にかかる労力の効率化と低減を図り、人件費も含め予算額の圧縮を進める必要があります。

（2）一般財源等不足への対応

物価や人件費の高騰が継続し一般財源等の不足が見込まれる状況です。今後の予算編成において必要な事業費は計上しつつ収支の均衡を図ります。

次の方針で一般財源等不足に対応していきます。

① 新規・拡充経費要求額の精査

予算要求に際して要求課自らによって内容の精査と要求額の圧縮に努めてください。

② 既存経費等の見直し

既存の経費についても、事務事業評価等を踏まえて改めて見直すべき経費を洗い出し、要求額に反映します。

③ 所要一般財源等予算シーリングの実施

一般財源等不足の解消のための手段の一つとして、経常予算について所要財源等予算シーリングを行います。

2 令和7年度概算要求（経常予算）

（1）要求要領

令和7年度予算の概算要求は経常予算を対象に、別紙「概算予算要求の要領」により実施します。

(2) 予算要求シーリングの達成に向けて

概算要求（経常予算）においては、シーリングによる減額（一般財源等額ベース）を求めます。

経常予算で各部のシーリングを必ず達成するようにしてください。

3 令和7年度政策予算の精査

令和7年度予算編成方針の発出は決算委員会終了後の10月末頃を予定していますが、その後のヒアリング・査定の日程上、政策予算要求の締切までの期間が限られるため、政策予算要求の準備は、余裕をもって進めておいていただきますようお願いいたします。

4 その他留意事項（政策予算・経常予算）

(1) 重要案件に係る要求等

新規・拡充事業等の重要な案件については、予め理事者等に十分な説明を行い、基本的な事業スキーム等を理事者等と共有したうえで要求するようにしてください。

また、事務事業評価や過去の事業の卸し、事後・事中評価、施策レビューに関しては、その結果や指摘事項を真摯に受け止め、必要な検討と調整を行ったうえで予算要求を行ってください。令和6年度に実施された施策レビューの結果を受けての対応についても、関係部課で対応方針を定めその内容に則した要求としてください。

(2) データに基づいた要求

各事業の実施手法の検討や効果測定は、客観的データに基づいて実施することが基本であり、そうしたデータ裏付けの乏しい事業について継続させることが難しいと認識してください。

なお、政策予算要求事業については、これまでは新規・拡充事業に限定していた「事業データシート」の作成・添付を全ての事業に対して求める予定です。

5 新年度予算編成の今後のスケジュール

10月中旬	概算要求（経常予算）締切 経常予算ヒアリング開始（～10月下旬）
10月下旬	予算編成方針発出 本要求（政策予算・経常予算）依頼
11月中旬	本要求締切 政策予算ヒアリング開始（～11月下旬）
12月下旬～1月下旬	理事者査定

【別紙】 概算要求の要領

具体的な要求の要領は次のとおりとします。

ア 対象会計・対象経費等	【対象会計】 <table border="1" data-bbox="531 320 1345 495"> <thead> <tr> <th>会計名</th><th>要求事項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般会計</td><td>・ 経常予算</td></tr> <tr> <td>特別会計</td><td>・ 一般会計繰入金</td></tr> <tr> <td>企業会計</td><td>・ 一般会計からの負担金等</td></tr> </tbody> </table> 【対象事業】 R07 経常予算事業 (対象とする基本的な基準) 毎年度又は周期的に、もしくは事業計画の予定に沿って予定されている事業を基本とした上で、所要財源調査の回答などを踏まえて財政課で調整。	会計名	要求事項	一般会計	・ 経常予算	特別会計	・ 一般会計繰入金	企業会計	・ 一般会計からの負担金等
会計名	要求事項								
一般会計	・ 経常予算								
特別会計	・ 一般会計繰入金								
企業会計	・ 一般会計からの負担金等								
イ 作業期限	令和6年10月17日(木)								
ウ 作業方法	①財務会計システムの「令和 07 年度」の年度区分にて入力してください。 ②一覧に示した事業について、予算区分が経常であることを確認した上で、歳出及び財源となる歳入をシステム入力してください。 ③システム入力後は経常予算シーリング額確認シートを作成してください。作成したシートは各部とりまとめて10月18日(金)までに提出してください。 ④「事業概要」欄は後述する定型フォームに従い入力してください。 ⑤政策予算事業の入力も可です。								
オ 経常予算要求基準	【歳入】 ①国・府支出金 現在国府の予算動向が不明確で多分に見積困難な要素があるかと思われるが、現実的な要求とすること。各省概算要求や府の動向につき情報収集に努めること。令和6年度に計上もれがあったものは確実に要求すること。 ②その他特定財源(使用料手数料、分担金負担金、雑入、財産収入等) 前年度数値を参考に、過大過少とならないよう、適正に見積ること。広告収入や財産売払収入、企業版ふるさと納税、クラウドファンディングなど、新規歳入確保につき積極的に取り組むこと。 経費の増加等により経費に対して想定した使用料等収入が不足している歳入については、公私負担の適正性を確保する観点から適宜見直しを検討すること。 ③市債 ハード事業の場合、市債は事業費にあわせ適正に								

見積ること。期間限定の市債メニューもあるため、要求に当たっては財政課部局担当者に相談されたい。旧合併特例事業（充当率 95%）については令和 6 年度当初予算計上事業以外の事業での要求は認めない。

【歳出】

経常予算要求基準は全ての経費に掛かる一般財源等充当額に対して適用するが、各事業への一律適用を指示するものではない。経費の性質ごとの基準に基づいて算出した一般財源等充当額の総額が要求総額上限であり、要求部においてその要求総額上限を念頭に事業ごとに最適な増減を加え、部内の全事業総額について適用するものである。

＜経常予算要求基準＞

- ① 特定の経費を除き、経費の性質に応じたシーリング率により計算した額の総額を上限額として要求する。部ごとのシーリング額は別途通知する。

（シーリング額算出の考え方）

- ・所要財源調査で把握した経常予算の増減は、一定の調整の上、その額を反映
- ・公共施設等包括管理業務の開始に伴い減額される各課予算は減額するものとして予め反映
- ・それ以外の経費は、下の数値を乗じて得た額をシーリング後の額とする。

経費の性質	シーリング率
1 債務負担行為（R7以後まで契約）	100.0%
2 債務負担行為（R6末までの契約）	99.0%
3 長期継続契約（R7以後まで契約）	100.0%
4 長期継続契約（R6末までの契約）	99.0%
5 法定受託（準ずるもの含む）	98.0%
6 扶助費（国制度）	100.0%
7 扶助費（府単独制度）	99.0%
8 扶助費（市単独制度）	96.0%
9 補助金・交付金・特会企会繰出	99.0%
10 周年増加経費	個別
11 投資的経費	0.0%
12 光熱費	92.0%
13 庁用一般事務	80.0%
14 会計年度任用職員人件費（各課）	108.0%
15 その他経費	85.0%

* 金額が重複する場合は上位の区分を優先する

- ② 充当一般財源の増減については経常予算シーリング額確認シートを作成し、確認すること。

- ③ 他課の事業を統合したことにより、要求額が前年度比で増額となることは当然ありうるが、一方で統合された事業の従前所管課の要求額は①の基準に加えて統合した課の増額分相当の減額があつて然るべき

	である。 ④投資的経費については、フルコストでの経費比較をして実施の必要性和金額の妥当性を見極めて要求すること。ただし、政策予算に該当するものは要求しない。 ⑤会計年度任用職員の増減については、別途職員課の指示により要求すること。ただし、各課予算に計上している会計年度任用職員については、必要な予算を要求すること。
--	--

カ 適用単価等

・旅費	条例に規定する額 季節等により変化する電車賃は、時期が明確であれば当該時期の額を、不明であれば適宜いずれかの時期の額を用いる
・各課所管会計年度任用職員報酬等	職員課から個別に通知する額
・物品単価	会計室から発出される「【用度物品】10月分の執行伺書提出について」で示される、執行伺書（用品）様式で採用されている額
・ガソリン等単価	会計室 令和6年9月適用単価 ※予算案確定までに著しい変動があった場合は、修正を求める場合がある
・建物・車輛保険料	令和6年8月14日付け、市民総務部総務課の資料による
・郵送料	令和6年10月1日改定後の郵便料金 定形郵便物（50gまで） 110円 通常はがき 85円 など